

金沢市中小企業 男性育児休業 取得支援 助成金



男性労働者の育児休業取得を促進する
市内中小企業に、助成金を支給します！

- 対象：本社が金沢市内にある中小企業
- 第1種助成金 1人目 **10万円**
2～3人目 各**5万円**

主な要件 国の両立支援等助成金（出生時両立支援コース第1種）
の支給決定を受け、連続または、分割して2回取得した
合計が**2週間**以上の育児休業を取得した場合

- 第2種助成金 **30万円**

主な要件 男性労働者の育児休業取得率が、前年度と比較して
30%以上上昇している場合

詳細は裏面をご覧ください

助成金の主な内容

【対象事業主】

1. 常時雇用する労働者が300人以下である企業、法人等である
2. 雇用保険適用事業主である
3. 就業規則又は労働協約に育児休業の規定を設けている
4. 本市の啓発事業への協力に同意する

【申請期間】

- 第1種助成金 育児休業終了日の翌日から1か月を経過した日から3か月以内
- 第2種助成金 育児休業終了日の翌日から1か月経過し、かつ第1種助成金申請年度の末日から3か月以内

【問い合わせ先】

金沢市経済局商工労働課

電話:(076)220-2199 FAX:(076)260-7191

Email:syoukou@city.kanazawa.lg.jp

申請方法等詳細については、『金沢市 はたらくサイト』をご確認ください

金沢市 はたらくサイト 中小企業男性育児休業取得支援助成金ページ

<https://kanazawa-hataraku.jp/employer/kigyouikukyuu/>

